



未来をみすえて 厳肅に なごやかに

△京都自治体問題研究所が30周年 記念の総会とレセプションを開催

くらし
と
自治
京都

大

(社) 京都自治体問題研究所
 TEL・FAX (075) 241-0781
 メール・kjitiken@jt2.so-net.ne.jp
 発行人 土居靖範

(2006 年 8 月号のおもな内容)

16 ページで発行

・第31回通常総会特集

土居靖範理事長の挨拶から…… 2
 総会・レセプションの報告…… 2
 加茂利男先生の記念講演 … 3~11
 2005 年度収支決算書 …… 15
 レセプションスナップ写真 … 16

・連載④ 小説書きの独白 ④…… 11

・京都経済研究会報告 再開 ①…… 13

(「住民と自治」8月号付録)

『まち研』づくりで地域自治の新たな息吹を

土居 靖範 理事長(総会での開会挨拶から)

いま市町村合併で大きな自治体ができ、基礎的な自治組織が崩壊した段階にあります。ですから、これから住民のくらしにとって一番近いところに地域自治組織を再構築していくことが重要な課題となってきました。そのための拠点として、自主的な自治の研究組織＝『まち研』が必要になるわけです。団塊の世代の皆さん、ぜひお一人おひとりがキーパーソンとなって、『まち研』づくりに参画いただきたいと思います。そのために、京都自治体問題研究所として一緒にできるよう努力してまいります。

いま現在、市町村合併が強行されて、一段落しているところでしょうが、政府のほうはそれでは不十分だということで、さらに圧力をかけております。そういうもとで、京都自治体問題研究所では、「市町村合併研究会」を組織しました。京丹後市に何度か行き、合併後どういうふうにならなってきたかということで、保育の現場、病院、自治体労働者の数などを調査しております。京丹後市久美浜では自治体が非常に大きくなる一方で、身近な自治組織がなくなり大きな問題となっています。そういったことを具体的に明らかにし、合併問題の弊害を告発していきたいと思っています。

きょうは記念講演を、大阪市立大学加茂利男先生をお願いしております。いま、改めて自治のあり方を考え、未来をどう切り開くという非常に現代的なテーマでお願いしております。記念講演および総会に熱心にご参加いただくことを心からお願いします。

京都総会・30周年記念レセプション開く 未来をみすえて、厳粛に、なごやかに集う

京都研究所の第31回通常総会と結成30周年記念レセプションが、7月1日、およそ80人の会員や先輩諸氏の参加で開催されました。

あいさつにたった土居理事長は30年の歩みを続けてきたその到達点に触れながら、新し



い発展を期す決意を表明しました。加茂利男・大阪市立大学教授は、記念講演で小泉構造改革の負の側面を鋭く告発しながら、新しい自治の芽に着目すると述べ、21世紀もう一つの改革を実現するために、その主体づくりへの努力を強調。議案提案につづいて6名が発言し、福祉・医療・教育・地方自治の危機的状況をのべ、その反撃を要求運動、学校づくり、まち研、ネットワークづくりなど多彩に訴えました。

総会は理事会が提案した諸議案を、拍手で確認しつぎへの着実な前進を決めました。

記念レセプションではプロジェクターによる30年の歩みが放映され、厚みのある歴史の積み上げを確認し、片方元理事長や大江元常務理事などが歴史のエピソードをつぎつぎ披露し、なごやかに懇談しました。最期に中島副理事長が未来をみすえてがんばりあうことをよびかけ閉会しました。参加者のみなさん、会員・読者のみなさんに心からお礼申し上げます。

記念講演（要旨・抜粋）

いま、改めて自治を考える ―構造改革と新しい地方自治―

加茂 利男（大阪市立大学大学院教授）

はじめに

この5年以上にわたり平成地方自治改革とか、構造改革とかいわれるものに熾烈なつばぜり合いをしてきました。いまその平成自治改革がちょっと「踊り場」的な段階にあり、まわりを大きく見渡してみる時期であります。そういう観点からを見渡してみますというところまで「地方自治グランド・デザイン」についての議論が広がってきております。

1つは第27次・28次の地方制度調査会です。基礎的自治体を2万人以上の規模にし、その上に広域自治体としての道州制をおき、そして府県を廃止するという、まことに大がかりな地方自治グランド・デザインのつくりにかえを試みようとした審議会でありました。道州制は答申されましたが、いつ実現するのかわからない。当分の間うまくいかないだろうという気がしており、基礎的自治体に関する改革も完成をしなかったわけです。

全国知事会が「2004年 地方自治のグランド・デザイン」という報告書を出しています。

総務省では、竹中総務大臣を中心に「地方分権21世紀ビジョン研究会」が報告書をだしています。総務省の外郭団体である財団法人自治総合センターでは21世紀の地方自治制度という研究会を組織しております。さらに日本都市センターが最近、地方自治の将来展望に関する研究会というのを発足させております。

いずれも、これまで増えてきた人口が減少に向かうとか、経済成長率も停滞に向かうとか、グローバル化とか、こういう大きな歴史的状況の変化を背景にしながら、地方自治制度の中長期的なグランド・デザインを考えようとしているのではないかと思います。



自治体問題研究所もそうした動向に対応して、研究所 40 周年記念の構造改革シリーズという本を出しました。研究所の研究者たちの改革の展望をまとめ、地方自治制度改革論というスケール大きなものです。私も昨年「新しい地方自治制度設計」を出しました。

私たちは当面する市町村合併、あるいは指定管理者、民営化など熾烈なせめぎ合いを続けながら、もう一方の眼で、大局を大きくみて地方自治制度という大きな枠組みのあり方についての構想力を争うというところへいま来ているのではないかと考えております。

1. 現代地方自治の進展:大きな流れ

現在の地方自治の大きな軌跡というものをざっと振り返ることは重要です。

地方自治という制度は、近代民主主義とともに成立した制度です。

アメリカではコミューンから州へ、州から国へ、そういう積み上げ型の構成をとって国はつくられている。生活の一番基本はコミューンであり、それは人々の自治であると考え

られていた。いろんな人たちが町の自治に参加をし、みんなで交代で職を担うということをやし、大事なことを決めるときにはどこかに集まって評決して直接みんなで決める。

トクリュー（仏）もブライス（英）も、そういう意味で地方自治というのは民主主義の小学校であると考えた。そういう地方自治を体験することを通し社会は民主化され、人々は民主的な人格に成長していくという考え方をとったわけです。その考え方の背景には地方自治というのは、神によって与えられた自然権と同じように、人間が本来もっている権利であるという考え方がありました。これを行政法では固有権説と呼んでおります。そういう考え方がアメリカやヨーロッパでは一時大変強くなったわけです。

(1)人口の増加・都市集中・福祉国家化とコミューン自治の後退

19 世紀の終わりから 20 世紀にかけてだんだん都市化が進み人口が増加してくるとコミューン的な自治というのがやれなくなってきた。大都市になりますと直接市民が日常的な事柄について参加して、物事を決めるということではできなくなります。そうすると地方自治についての考え方も、アメリカやイギリスを含めて、住民が本来もっていた自治権であるという考え方が、憲法上、退けられてきた。いわゆる制度的保障説・国家承認説という、あくまでも国が憲法や法律で地域に対し自治権を認めることによりはじめて地方自治は成立する。地方自治というのは、固有権説、コミューン型の自治という考え方から、国の統治のために必要な地域末端行政のような考え方に転換していくわけです。

現代的な自治の変化は、福祉国家というも

のが実現されてきますと、さらに大きく変わっていきます。福祉国家という時代の中で、福祉、教育、あるいは社会資本の整備、医療というようにいわゆる社会権的な人権というものが確立されて、それが公的に保障されることになったわけです。人間らしい生活というものを保障する理念と、それから法的な制度が、福祉国家の中で実現したといっているのではないかと思います。そういう意味で福祉国家というのは人権の発展にとってたいへん重要な段階であったといえます。

(2) 自治行政の専門化・官僚化と行政体としての自治体

福祉国家の実現というのはもう1つ重要な側面をもっています。都市計画の専門家、土木の専門家、福祉の専門家といった専門的な能力をもった地方自治体の官僚が大きな役割を発揮することにより、はじめて人々にこういう社会権的な人権が認められ、それが実現されるわけです。言い換えれば住民はこういう官僚化した自治行政から利益を受ける受益者になる。主体的に自分たちの暮らしを自分たちで運営していくというよりも、官僚化した自治体の機構に要求することによって人間らしい暮らしを実現させる。そういう政策要求者としての住民に変わっていく、という側面があったわけです。

確かに人権は多面的に実現されるようになったのですが、他方でコミュニン的な、住民の手による地域の運営という意味での地方自治というのはだんだん後退していく。官僚にお任せするというものに変貌していった側面があったのではないかと考えているわけです。地方自治体自体が昔は住民の共同体・コミュニンであったわけですが、今では地方制

度調査会の西尾私案が言っているように、行政村というか、行政体・行政団体というようなものに変貌していったといえる。

戦後の日本の地方自治というのは、基本的には福祉国家団体の地方自治であり、形式的には住民自治の制度もたくさんつくられたのですが、基本的な性格としてはやはり行政団体として、中央の統制の下に地域的官僚機構が住民のためにいろんな配慮をする、その配慮にもとづいて行政を行うという仕組みに変わっていったと言っているのではないかと。それが1960年代ぐらいまでの日本の地方自治というものの性格だったと思います。

(3) 福祉国家的な人権の成立から福祉国家の危機へ

70年代になって、現代的福祉国家的な地方自治というものになり始めるわけです。70年代のオイルショック、不況というものを背景にしながら、福祉国家というものが新自由主義的なイデオロギーにより、だんだんと攻撃を受けて後退していく。先進国では福祉国家による人権の保障というものを社会的進歩と考えるよりは、経済的なコストの増大と考える傾向がたいへん強くなってきた。そこで、構造改革が始まるわけです。それこそ自治体の行政区画を統合することにより、公的な支出の総量を減少、民間に公的な仕事を投げ出し民営化することによって公的コスト・公共コストを減少させる。そういうふうな改革が約20数年にわたって続けられるということになってきた。

(4) 市民自治・自己決定：小さくても輝く自治・住民投票・地方6団体

こういう構造改革に地方自治、住民自治がどんどん押されていった25年であったかも

しませんが、その間にも新しい自治の要素、新しい自治の芽生えというものがみられたわけでは。遠い昔に失われてしまった固有権的な権利としての地方自治、コミュン的な地方自治、住民自治をもう一度強めなければいけないという考え方や運動が起こってきた。

市町村合併に対して起こりました「小さくても輝く自治体フォーラム」です。先日、岐阜県の白川で第5回を開催し成功いたしました。この運動の理念にあるのはやはり自治体の区画というような一番基本的な問題については、その地域で暮らしている住民の共同体が自分たちの問題として決めるんだという考え方であります。決して行政区画としてどうすれば一番効率的に地方自治体の線引きができるのかというような観点から、地方自治体のあり方を決めてもらっては困る。そういう意味では行政村ではなくて、自然村、住民がつくりあげてきたそういう地域における社会的なまとまりこそ自治の一番重要なよりどころである、という考え方が構造改革の対抗のなかで生まれてきたと言えると思います。

こういう 70 年代以降の構造改革、福祉国家的な地方自治を制限して、自治権を制限し、行政団体として地方自治体を再編成するという流れと、それに対してあくまでも住民がつくる自分たちの共同体としての自治体をもう一度復活させようという考え方がせめぎ合うなかで、私たちは地方自治をめぐる熾烈なせめぎ合いをしているということになります。

2 21世紀の地方自治

(1) コミュン型分権と行政体型分権: 自治制度の多様化

21 世紀の地方自治のグランド・デザインを

中長期的にもう一度考え直してみようという動きが起こってきている。地方自治のこれからのあり方というものについて、2つの非常に異なったパターンの考え方が出てきています。

まず、OECD 諸国における 1950 年から 1992 年までの基礎的自治体の数の変化、規模の変化をみてみましょう。スウェーデン、韓国、イギリス、デンマーク、日本では、基礎的自治体はこの 40 年の間に、70%かそれ以上に減っております。つまり市町村合併が行われたわけでは。北欧でこういう合併が行われたのは、福祉国家を確立するために、福祉国家のサービスの窓口として自治体を整備しようという考え方で合併が行われた。

それに対して、フランス、ポルトガル、イタリア、連邦国家でみますとスイス、アメリカ、こういうところでは基礎的自治体の数がほとんど減っていない。減っていないどころかアメリカは増えています。アメリカは小さい自治体が住民に対していいサービスをしようと競争する。こういう自治体間競争で、むしろ効率が高まるという。規模を大きくすることで地方自治を高めるという日本流の考え方とは対称的に、規模を小さく競争させることで自治体の効率を高めるという考え方がアメリカにはあり、自治体の数は増えている。

いずれにしても自治体を大規模化し、合併させることによって行政的な能力、行政体としての能力を強めていくというのが1つの方向だとしますと、そういう方向をとらないでコミュン・共同体としての性格を維持しながら、その共同体間の協力関係とか、連携によって広域的で大規模な行政需要に対応していこうという方向を考える。そういう2つの

パターンがあるということです。

つぎに、自治制度の層、つまり道州、府県、市町村というふうな地方自治のレベルがどれくらいあるかということを見ますと、フィンランド、フランス、イタリアではコミューンがあつて、その上に県があるという二層制をとってきたのですが、70年代から80年代にかけてそのうえに広域自治体としての州をおくわけです。ただ州をおいても、日本の道州制論のように県を廃止するというのではなく残す。県が残らないといっぺんに州の規模にまで地方自治体を広げてしまうと住民に対してほんとうに行き届いたサービスができない。そういう考え方に立って、自治の層をだんだんと増やしていく傾向がみられる。

日本の道州制論みたいに10ぐらいに日本の国土を分けて、府県を廃止して、広域自治体をつくるという考え方をとりますと、現在の人口で勘案して1つの州あたりの人口は約1200万という凄まじい数です。アメリカが50州ありますけども、50州の平均人口が580万ですから約倍です。ドイツも連邦制の国ですが、やはり各州の平均人口500万、連邦制をとっていないイタリアやフランスでは広域自治体として州をつくりましたが、その州の平均人口はイタリアで220万、フランスで280万ぐらいです。ですからそれに比べて日本がつくろうとしているこの道州というものの規模がどんなに大きいかがわかります。それこそ收拾がつかなくなってしまう可能性があり、そういう広域自治体をつくるのであれば、どうしても県を廃止してはいけないと思う。

日本の考え方というのは、規模を大きくすれば効率的になるというものです。それが日

本でいわれている地方自治制度の中長期的な観点からみたグランド・デザインというものの特徴だといえると思います。こういう考え方が出てくる背景には、人間の社会のおかれている歴史的条件というものが急激に構造的な変化を遂げているということがあります。

(2) グローバル化・高度情報化と自治：自治区域のあいまい化

1つは、福祉国家の時代には考えられなかったグローバル化とか、高度情報化というような技術、通信、交通の新しい変化が起ってきている。そのことが行政空間というものを非常に大きく流動化させている。はっきりどこかで行政区域というものを区切って、その内と外で分けてしまうことが非常にできにくくなってきている。

総務省の住民自治基本台帳の考え方はそうであります。別に自分の町や村の役場でなくても、どこででも住民票をとることができる。自治体の行政サービスを受けることができる。そうやってまいりますと、自治体の行政的区域というものの意味合いが薄れてくる。そういうことをどう考えるかはこれからの大変大きな問題であることは間違いない。

ただ、行政区域というのは人間の日常的な行動圏というものを基本に考えるべきだろうと思います。昭和の大合併のときに比べて、とくに世界に冠たる道路行政と自動車行政の所為で日本の国土は山の奥まで道路が整備され車が行き来できるようになりました。

確かに自動車交通は発達しましたが、それを使って通勤できるというのは特定の年齢階層、つまり成年男子あたりに限定される。お年寄りや子どもたちはやはりいくら車があり、道路が発達をしても、その日常生活

圏というのは第一次的な生活圏でありまして、小学校区や、あるいは集落、自分たちの古くから住んでいたそういうものに限定されるわけです。やはり人間の暮らし、ある意味でもっとも弱い立場におかれた人たちの生活圏というものを基本において自治体というのは考える必要があるのではないかと思います。しかし、それにも関わらずグローバル化や情報化ということを背景しながら、地方自治の区域というものを相対化というか、流動化の考え方がでてきているといえます。

(3)参加型公民協働と民間化型(投げだし型)公民協働(「新しい公共空間」とは)

2つ目に起こっているコミュニティの大きな変化というのはいわゆる公共と民間の関係です。近代資本主義社会における公と私、公と民の関係というのは公私民営論でありまして、公は公、民は民と峻別されていた。最近はその公と私をごちゃ混ぜにして公を民のほうにどんどん移動させるという考え方がでてきている。構造改革流の公私分担の改革論というのは結局、公共サービスを民間に投げ出すことによって市場原理で公共的な仕事を運営していく方向に向かうわけです。公共部門と民間部門があわせて公共的な仕事をしているとしますと、そのうちの公共部門がやっている仕事を民間のほうへ移していく。公が減れば民が増えるわけで、公と民との関係はゼロサム関係といえるのではないかと思います。

ところが福祉国家の国である北欧などでは、公と民との入り交じり、公と民の協働というのが盛んに行われてきたわけです。非常に大きな公共部門があって、その公共部門が国民に対していろんな福祉サービスを行う。その場合に民間セクターの中にあって、その

公共サービスを住民のところに届けるための仲立ちをするボランティア組織とか、福祉団体とか、そういう団体がたくさん早くからできあがっている。そうすると公共と民間とを合わせた公共的な仕事、社会的な仕事の量というのは、公も増やすし、民も増やしますから、ゼロサムではなくプラスサムになる。そういう形で公共と民間とのつながり、あるいは協働ということが行われてきたわけです。そういう考え方に立って公と民との関係を考え、どこまでその可能性を追求できるのかというのはこれからの課題ではないかと思います。

(4)自己決定と協議民主主義

3番目に、現在の市民というのは昔のようにお役人、行政機構の言うことにただ従うという付和雷同的な市民ではない。1つ1つの事柄について自分の意思をもち、自分の考え方をもっている。自己決定と言いますか、自分で物事を決めたいという要求をこれまでになく強くもっているわけです。そういう人たちが集まって地域で物事を決めようとしますと住民投票して物事を決める場合もありますが、それだけではなくていろんな意見をもった人たちが一堂に会して話し合い、協議をしそして合意を形成していく。あるいは双方の理解を深めることによって物事を決めるというような考え方が強くなってきている。

民主主義とか、自治のあり方というものが、住民の感性、モノの考え方に見合った方向に向かっていくのではないかという気がします。これも今日おきている非常に大きな人類社会のモラルとか考え方に、価値観のうえでの大きな変化ではないかと思います。

(5)定常社会と人口減少の中の自治

第4番目として、2007年問題に象徴されるように、人類は人口学的大変動に直面しています。人間の歴史の中で大局的にはこれまで世界人口はだんだんと右肩上がりに増えてきた。それがいまや少子高齢化というのを転換点としながら、先進国から途上国に向かって地球の人口全体が停滞し、そののち減少していくのではないかと言われ始めている。これは地方自治にとってはたいへん大きな環境の変化です。

従ってよく定常化社会とか、あまり経済や人口を増やさない時代という考え方がたいへん有力になってきているわけです。公共部門も含めてこれまで大きくなりすぎた組織の規模をこれからだんだん抑えにかからなければいけない。しかし、それを抑えるときに、どういうバランスで抑えるかということが大問題であります。

(6) バランスを失った平成改革

グローバル化社会で、国際的な競争に打ち勝てるようにするために多国籍企業の必要とする社会資本を整備することに公共的な活動をつぎ込む。あるいはテロがあり、非常にリスクの高い世界の中できちんとセキュリティを守るために、軍事費は増大しなければいけない。そういう分野は抑えてはいけないという考え方が一方にあります。

他方ではとにかく少子高齢化がどんどん進んでいくわけです。福祉とか社会保障、あるいはお年寄りがたくさん住んでいる山村集落の生活のミニマム水準というものを落とさないようにする。そっちに力点を置くという考え方もある。

新しい公共部門の活動のバランスをつくりだすために、本来三位一体改革のようなこと

が必要だったのではないかと思います。三位一体改革は地域のミニマムをつくりだす交付税を減らした結果、民生的な補助金、義務教育の国庫負担金だとか、いろんな福祉施設の運営費など、そういうものをカットする形で公共部門を抑え込み、住民の生活に密着した分野を中心に、公共的なサービスのためのコストを減らしていった。従って大変アンバランスで不公平な改革が行われてしまっています。

おわりに: 持続可能な社会の地方自治へ

(1) 現実には構造改革と自治型改革の激しいせめぎあい

ようやくマスコミも今年あたりになって気づき始めたように日本の社会はゆがんだ格差社会になってしまった。そういう改革をやってきた小泉内閣がいま退場しようとしているわけです。だとすればそこから改革のための大きなやり直し、もう1つの改革ということがおそらく求められることになるのではないかと思います。

グローバリゼーションのこと、人口減少のこと、あるいは官と民、公と民との間の協働、そういう課題も無視することはできません。そういうことを無視することはできないけども、改革のバランスを住民生活にきびしく、多国籍企業や軍事費に緩くというような形で、やるような改革ではない、もう1つのタイプの「21世紀型社会づくりの改革」というのを、われわれはこれから着手しなければいけないのではないかと思います。

(2) 構造改革的制度変質は進んだ。しかし新しい自治の営みも。物事は常に両義的

いろんなことをこの5年間でやられてしま

ったという気がします。しかし、ものごとは一面的ではない。ものごとは複雑で複数の側面をもっている。確かに構造改革によって地方自治は徹底的にたたかれ、自治体は徹底的に縮小されるというようなことになりました。構造改革の嵐のなかでこそ、小規模自治体の横の連絡というものができて、それが定着するということまで来たわけです。全国町村会のような官製団体ではなく、志をもった小さな自治体が自ら集まって小さな自治体として単に生き延びるだけではなく、輝くまちづくり・輝く地域づくりをやっていくにはどうしたらいいのか、ということ話を合う。そういう団体なり、つながりというものができあがったというのは大変重要なことです。

また市町村合併をめぐってたくさんの住民投票が行われ、住民がそういう大事なことは自ら決めるという意味を示したことは、三位一体改革のなかではよくがんばったなあと思う。また、地方6団体ががんばったお陰で、地方交付税をとことん減らすというえげつないバージョンの改革はとりあえず解消された。

ものごとは常に両義的であり、たしかに構造改革によって日本の地方自治はずいぶん傷つけられましたが、新しい自治の芽も生まれてきていることは間違いありません。この芽をよりどころにしてさきほど申し上げた改革のやり直しをやらなければいけない。

(3) 政治のサイクルと流動性: ポスト・ブッシュ 小泉世界への想像力

いずれにしてもあのブッシュの世界も小泉の世界も終わる。どれだけどん欲な政治家も、どれだけどん欲な政治団体も時間には勝てない。とうとう彼らは時間の限界がやってきた

わけで、とにかく終わる。終わるというのは絶好のチャンスです。

もう1つの改革というのを実現するチャンスが刻一刻と近づいてきて、そういう方向に向かってわれわれは準備を整えていかなければいけない。「九条の会」は予想しなかったほど大きな発展を遂げております。今度、私もはじめて憲法問題について論文を書きました。日本評論社から「日本国憲法の多角的検証」という本を出しました。日本の有力な憲法学者がほとんど名前を連ねて論文を書いております。その中で、初代の国連大学副学長で、作家・武者小路実篤のお孫さんの武者小路欣一さんが論文を書いています。世界社会フォーラム的な流れとダボス会議の流れの2つが21世紀の方向を決めようと熾烈な争いをしている。「人類の未来は世界社会フォーラムが主張をしているような方向で構想されねばならない」とはっきりと論じておられます。是非お読みください。

(4) 主体探し、主体づくりの時代・自分で考え、 自分で決める能力

新しい時代を切り開くための最大の問題は主体探し、主体づくりということです。新しい主体をつくるために、若い人たちや中堅層の人たちのモノの考え方の質を切り換える、ライフスタイルや政治に対する質を切り換えるということをやらないといけない。

いまの学生たちですが、一見付和雷同的なところがありますが、よくモノを考えています。ゼミでは誰かが一言いえば、必ず返球がかえってくる。結構長いラリーが続く。それだけ頭を働かせて考えるという習慣をもっているわけです。だけど考えているけども決められない。あまりにも世の中が複雑で情報が

たくさんあって、テレビの政治番組がワイドショー化しバラエティ化している。自分の頭で考え、こうしようという決断や選択ができにくくなっている。若者たちがいろんな考え方をぶつけあう中から、物事を結論づけるようなメカニズムをつくってあげる。そういうことをわれわれはしなければいけない。

アメリカやイギリスで民主主義が発展してくる頃に言われたことは、フェイス・ツー・フェイスです。人間同士が顔を合わせて話合うことによってコンセンサスを作り出す。それが民主主義というものの基本的なメカニズムであり、営みであると言われてきたわけです。いまメディア社会の中でフェイス・ツ

(注：講演内容の要旨が必要な方は、当研究所にご連絡ください。…事務局)

ー・フェイスでぶつけ合うことによって、集団やグループのなかでコンセンサスができあがり、物事が決まっていって、そういうメカニズムを若者たちに職場、学校、地域でみせていく努力が必要なのではないでしょうか。

団塊の世代の人たちが若者をつかまえて、いまの若者たちの考え方、価値観、ライフスタイルの質を変えるために努力をすれば、若者は大人に比べて変わり方は早いです。したがって日本の若者たちの考え方、志向スタイルが変わって、それが地方自治の新しいもう1つあり方というものと結びつく可能性が出てくると私は信じています。

連載 ④

小説書きの独白 ④

東 義 久 (作家)

山城国一揆とはなんなのか

山城国一揆は単に地方史ではなく純然たる日本史のなかの1ページである。それなのに、日本史のなかにあつて外の事件に比べて、その露出度は極端に少ない。

日本史のなかの有名な出来事、事件であるにも関わらず、一揆ということから、また、下剋上ということから、反体制で、暗いという一般的な見方があることも事実であろう。

これは、江戸時代の後半から明治にかけて権力者がつくりだしたイメージだと思われる。そのためか、これまでほかの歴史の事件に比べその露出度が少なかったのだろう。

先聖後聖その揆を一にする、との孟子の言葉があるが、一揆とは本来、一味同心することである。

その辺りのことも含めて、山城国一揆のことを、語らせてもらうことにしたい。

山城国一揆が世に出るまで

1985年の夏、山城国一揆500周年記念集会が開催された。

そのなかで、黒川直則氏が「山城国一揆は三浦周行により『発見』され、鈴木良一によ

って『体系化』され、中津川保一・敬朗父子が中心となり始められた城南郷土史研究会の機関誌『やましろ』により『大衆化』された」と、述べられた。

まったくもってうまいまとめである、といえる。三浦周行が興福寺の寺社雑事記のなかから発見したことから、山城国一揆が世に出ることになったのである。

折りしも中国においては辛亥革命が起こったりして、下剋上の至り、とされるこの事件は、「戦国時代の国民会議」として公表された。

時代の限界だったのだろう。

その後、戦中にかけて、鈴木良一が山城国一揆を学問的に体系化して行き、戦後は郷土史誌「やましろ」で歴史学者だけではなく一般にも広がって行くのである。いわゆる、山城国一揆の大衆化である。

それまでは田舎の草深いところに歴史などない、と思っていたのに、「やましろ」に携わったひとたちには、「山城国一揆」は衝撃だったに違いない。

いざ山城国一揆への旅へ

今から500年以上前、京の都は当時の権力者である足利義政の跡目争い争いに端を発した内乱、いわゆる応仁の乱により廃墟と化していた。鴨の河原には餓死者の山が累々と並び、鳥がそれをついばむという、まさにこの世の地獄といった様相を呈していた。

応仁の乱は足利幕府の権威を失墜させることになり、各地の守護大名や管領の権勢力を駆り立てていたのである。

そんななか、京の都では応仁の乱が一応の終息をみせる。

が、それは戦の舞台を上山城（南山城）に移しただけで、上山城では、当時の山城国の管領であった畠山氏が、これも跡目争い争いから従兄弟同士の畠山政長と畠山義就の二派に分かれて相対峙した。

この地のひとたちは、百姓も馬借も商人も侍も、すべてが日常と化した戦と重税と賦役にあえぎ、それはまさに修羅の様相といってよかった。



「おまえたちは食い扶持だけを残して、あとは仏さまがお食べになるのだ」

との興福寺のいいぶんや、さらにはよそ者の侍たちがこれみよがしにこの地を蹂躪し、新関を乱立した。

そんな状況下にあった上山城（南山城）では、国人と呼ばれる侍の大將が中心となって、山城国一揆の準備が着々と進められていた。

山城国一揆とほかの一揆の違いは

山城国一揆が一般に知られている一揆、すなわち徳政一揆や土一揆などと確実に違うのは、山城国一揆が単に徳政を要求し、幕府や朝廷、大名、寺社などに対し、百姓などを主とする貸借関係の破棄を求め、また、土蔵を破り米や金銭を一時的に奪いさることで由とした一揆などとは一線を画した一揆であったということだ。

それでは、山城国一揆とはなにか。それは、山城国一揆はほかの一揆とは違い、国人と呼ばれる侍の大將が主となり、百姓や馬借、商人などの土民と呼ばれた上山城（南山城）のひとたちが力を合わせ八年の間、自分たちの手で上山城を治めた。

つまり、山城国一揆はほかの土一揆などとは違い、一過性のものではなかった。それも山城国一揆を無血で勝利させたのである。

今から500年前といえば、物質的にも情報面においても、現在とは比べものにならない時代であったろう。にも関わらず、それはなされたのである。

そんな山城国一揆が歴史のなかでどんな位置を占め、どんな役割を果たしたのかを知ること、意識するかしないかに関わらず、わたしたちが寄って立つものがなんであるかを知るきっかけ、ひいてはわたしたちの暮らしのルーツを探るヒントになるはずである。

（続く）

京都経済を考える①

京都経済研究会を再開しました

京都経済研究会事務局 大貝 健二（京都大学大学院）

昨年の京都府政研究会ブックレットの出版以降、活動を休止していた京都経済研究会でしたが、5月から活動を再開することになりました。今後再びこの紙面をお借りして、研究会の内容を報告・紹介して行きたいと思います。

再開第1回目は、5月23日に行われました。ここでは、京都府政研究会ブックレットの反省と、今後の経済研究会としての研究課題・テーマについて議論しました。

ブックレットとその活用については、現在の京都府の打ち出す政策が、外に向けたものというよりも、むしろ府政内部の組織再編に力を入れており、それらを目に見える形で捉

えることができず、議論しづらい点もあったことが反省点としてあげられました。他方で、これからの研究課題として、(1) 京都の職人の技を通じて、ものづくりの意味を捉え直すこと、(2) 京都市の中小企業を支えている地域金融の問題、(3) 以前の研究会でも度々議論になっていた大型店舗規制問題、(4) 京都市の中央卸売市場の問題、等が提起されました。

第 2 回目は、6 月 20 日に行われ、ここでは大貝による京都市の公設試験場の再編の動きに関する報告、そして岩橋氏による京都総評が取り組んだ最低賃金試算調査結果の概要について報告がなされました。

まず、大貝報告では、これまで中小製造業の技術支援機関としての役割を担っていた繊維技術センターと工業技術センターが、組織統合に加え、3 年後には京都リサーチパークへ立地統合するという、全国でも初めてのケースを取り上げました。そしてこの公設試験場の再編への動きを、西陣織、京友禅に代表される京都地場産業の落ち込みを背景として、それらの産業支援から、新たな産業の担い手として医療・バイオ、ナノテク産業分野へ支援の重点を移していく過程として捉えました。

この報告に対して、京都府の産業 21 と京都市の公設試験場の二重行政としても問題となっており、リサーチパークでの立地統合となると、今度は府と市の統合・再編になるのではないかという指摘や、現在めまぐるしく進行している自治体の再編問題の一環として、公設試験場の再編を捉える必要があるといった意見が出されました。また、先端産業への機能融合という際に、今まで通りの技術支援は行えるのか、これから 5～6 年先にやってくるジャガード織機の更新の問題は考えているのかといった疑問点も多く出されました。

次に、岩橋氏には、今年 1 月に出された最低賃金試算の報告書（概略版）を基に、その内容を報告して頂きました。1990 年代以降、年収 300 万円未満の世帯が急増し、それと並行して非正規労働者の数も増大し、日本社会の中での格差の拡大と貧困化の進行、そして生活の不安定化が深刻になっている現状において、自立した生活が送れる社会にするためには、最低賃金の底上げが重要であり、今回の試算はそのための一手段であるということが論理的に説明されました。また京都市の最低賃金は時給 682 円であり、これを月額にすると 12 万円に届かず、生活保護の最低生活費にも届かない実態となっていること、今日的な生活がなし得る最低限の生活水準としての相対的貧困ラインを定めていくことが必要であるということも強調されました。

この報告を踏まえて、今までは最低賃金の話を出しても余り反応がなかったが、最近では自分の子供が非正規雇用の立場にあることから共感を持つ人が増えてきたという意見や、実際に公契約条例やリビングウェイズを実現するために運動論的にどのようにしていったらよいのかということが今後の課題になるといった指摘がなされました。

最低賃金試算の全体を踏まえた本報告書は、7 月に出版されるそうなので、ご興味のある方は参照して頂きたいと思います。

2005年度収支決算書（社団法人 京都市自治体問題研究所 第31回定期総会）

2005年4月1日～2006年3月31日			(単位:円)
科目	2005年度予算	2005年度決算	備考
I. 収入の部			
1. 会費収入	9,400,000	8,746,700	
個人会費	5,800,000	5,330,540	
団体会費	3,600,000	3,416,160	
2. 事業収入	2,550,000	7,431,450	
調査研究事業	2,000,000	6,675,825	
委託事業	2,000,000	2,500,000	
研究図書出版事業	—	4,175,825	
図書普及事業	500,000	755,625	
教育学習事業	50,000	0	
3. 雑収入	150,000	192,957	
4. 借入金	0	0	
当期収入合計 (A)	12,100,000	16,371,107	
前期繰越収支差額	0	4,005,690	
収入合計 (B)	12,100,000	20,376,797	
II. 支出の部			
1. 事業費	6,165,000	10,086,711	
調査研究事業費	1,500,000	5,626,530	
委託事業	1,500,000	2,113,342	
研究図書出版事業	—	3,513,188	
図書普及事業費	400,000	429,572	
教育学習事業費	100,000	54,000	
活動費	1,465,000	1,354,705	
印刷費	150,000	192,150	
旅費交通費	100,000	17,300	
通信費	650,000	735,895	振替手数料含む
資料費	65,000	57,100	
消耗品費	250,000	242,260	
活動援助金	250,000	110,000	
全国研費	2,700,000	2,621,904	
2. 管理費	5,635,000	5,707,043	
人件費	3,215,000	3,213,845	
給与手当	3,200,000	3,200,520	
福利厚生費	15,000	13,325	
会議費	250,000	247,845	
事務所費	1,900,000	1,949,783	
渉外費	100,000	91,770	
備品購入費	100,000	133,800	
租税公課	70,000	70,000	
3. 予備費	300,000	0	
当期支出合計 (C)	12,100,000	15,793,754	
当期収支差額 (A) - (C)	0	577,353	
次期繰越収支差額 (B) - (C)	0	4,583,043	

京都自治体問題研究所30周年記念レセプション(スナップ)



△元気にあいさつされる
大江 洸 元常務理事



△設立当初からの思い出語る
片方 信也 元理事長



△全国研理事長就任の岡田知弘先生



△閉会あいさつの中島晃弁護士